

建築物飲料水貯水槽清掃業

飲料水貯水槽清掃作業の手順等（記載例）

1 事前打合せ

貯水槽の清掃作業に当たり、発注者と次の事項について打合せる。

- (1) 清掃する貯水槽の種類、規模及び状況等の点検・確認をする。
- (2) 清掃作業の実施方法等の説明をする。
- (3) 断水に対する措置を説明し、周知させる。
 - ア 断水時間をビル使用者全員に知らせる。
 - イ ビル使用者は事前に水の使用（水仕事）をすませるようにする。
 - ウ 断水時間をなるべく短時間になる様、作業手順を考慮する。

2 作業計画の作成

- (1) 現地調査に基づき清掃作業計画をたて、気候等を考慮し清掃作業を決定する。
- (2) 工程表、仕様書及び見積書を作成し、発注者と打合せの上契約書を作成する。
- (3) 清掃作業月日を打合せ決定する。
- (4) 機械器具等の手配及び搬入計画をたてる。

3 作業班の編成

清掃作業班は、監督者○名、作業員○名で編成する。

なお、従事者は浄化槽清掃作業と兼務しない。

4 作業工程

- (1) 飲料水の貯水槽（貯湯槽を含む。以下同じ。）の点検及び周辺の清掃を行う。
- (2) 貯水槽の清掃は、受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行う。
- (3) 貯水槽内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除する。
- (4) 貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行う。

〔使用する塩素剤の名称及び使用方法〕

例：有効塩素濃度50～100mg/Lの次亜塩素酸ナトリウム液を2回以上噴霧する。

消毒後の水洗い及び貯水槽内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。
- (5) 消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に絶対に立ち入らないようにする。
- (6) 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、水質検査を行う。

水質検査は次表の項目について行い、それぞれ基準に適合していることを確認する。

検査項目	基 準
残留塩素濃度	遊離残留塩素の場合は0.2mg/L以上 結合残留塩素の場合は1.5mg/L以上
色度	5度以下であること
濁度	2度以下であること
臭気	異常でないこと
味	異常でないこと

- (7) 水質検査の結果、基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講じる。

5 機械器具の洗浄、作業衣等の消毒の方法

- (1) 作業衣は、消毒済みのものを着用する。

〔使用する消毒剤の名称及び使用方法〕

例：次亜塩素酸ナトリウム液（有効塩素濃度50～100mg/L）を噴霧する。

- (2) 作業員は作業前に必ず手足の消毒を行う。
〔使用する消毒剤の名称及び使用方法〕
例：ベンザルコニウム塩化物液（0.05～0.1％）に浸して洗う。
- (3) 使用した機械器具その他の設備は作業終了後洗浄を行い、保管の際は消毒しておき、さらには使用前にも消毒を行う。
〔使用する消毒剤の名称及び使用方法〕
例：次亜塩素酸ナトリウム液（有効塩素濃度50～100mg/L）に30分以上浸す。

6 機械器具等の点検の方法

- (1) 貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備は、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。
- (2) 機械器具は貯水槽清掃専用とし、専用の保管庫に、管理責任者を選出し、保管する。
管理責任者氏名 ○ ○ ○ ○

7 従事者の検便等の時期及び検査機関

- (1) 清掃作業に従事する作業員は6か月に1回定期に検便を行い健康状態を管理する。
- (2) 検便の検査機関は、次の機関とする。
検査機関名 ○ ○ ○ ○
- (3) 清掃作業に従事する作業員は定期検便合格者であっても、掃除当日に下痢症状の者は清掃作業に従事させない。
また、清掃作業に従事する者は、日常より健康管理に留意し、異常等の場合は会社に申し出るようにさせる。

8 作業報告書作成の手順

- (1) 貯水槽清掃作業報告書を2部作成し、発注者へ1部を提出する。
なお、問題点及び改善点等があれば併せて報告する。
- (2) 作業報告書の1部は、5年間保存する。